

大阪市公文書館閲覧室の利用について

大阪市公文書館の閲覧室の利用については、次のとおりとしますので、ご協力をお願いいたします。

1 利用

(1) 閲覧室を利用できる者は、特定歴史公文書等及び行政刊行物等の利用を目的とする者に限ります。

(2) 閲覧室の利用時間は、午前9時から午後5時30分までとします。ただし、特定歴史公文書等の利用請求等の受付又は行政刊行物の利用の申込み（翌日以降の利用を希望する場合を除く。）の受付は、午後5時15分までとします。

2 持込み禁止品

利用者は、閲覧に必要な手回り品を除き、次に掲げるものを閲覧室に持ち込まないでください。ただし、やむを得ない理由で持ち込む必要がある場合は、入室する際事前に職員に申し出るとともに、了承を得てください。

- (1) 荷物
- (2) 袋物（かばん、紙袋、封筒等）
- (3) 音響機器（ヘッドフォン、ラジオ等）
- (4) コピー機、スキャナその他の特定歴史公文書等又は行政刊行物等に密着させて複写等を行う機器
- (5) 刃物類（はさみ、カッター、かみそりの刃等）
- (6) 傘
- (7) 動植物
- (8) 飲食物
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公文書館が特定歴史公文書等又は行政刊行物等の保存、館内の安全、良好な利用環境の維持等のため特に持込みを不相当と判断したもの

3 手荷物の預託等

利用者は、ノート、鉛筆等、閲覧室に持ち込む必要がある手回り品以外の手荷物については、利用者用ロッカーに預けてください。

ロッカーに収容不能な手荷物は、職員にご相談ください。

4 全般的禁止行為

利用者は、閲覧室内において、次に掲げる行為を行わないようにしてください。

- (1) 閲覧室の静ひつを乱し、他人の迷惑になる行為（大声を出す、騒ぐ等）

- (2) 閲覧室内の安全を害する行為（他人に対する威嚇又は暴力、痴漢、性的嫌がらせ、つきまといを行うこと等）
- (3) 職員等の業務遂行の妨げとなる行為
- (4) 飲食及び喫煙
- (5) 閲覧室出入口以外の場所から出入りしようとする行為

5 特定歴史公文書等の取扱い等に係る遵守事項

利用者は、閲覧室内において、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 特定歴史公文書等及び行政刊行物等を閲覧室内の所定の場所で利用すること
- (2) 特定歴史公文書等及び行政刊行物等を丁寧に取り扱うこと（手に持たず机に置いて利用する、折り曲げない、無理に開かない、綴じを緩めたり外したりしない、書き込みをしない、指先を濡らしてページをめくらない、上から直接筆写しない等）
- (3) 特定歴史公文書等及び行政刊行物等の中の頁等を抜き取る、破り取る等の行為をしないこと
- (4) 筆記は、鉛筆又はシャープペンシルで行い、特定歴史公文書等及び行政刊行物等を置く机の上に万年筆、ボールペン、蛍光ペン等を置かないこと
- (5) 特定歴史公文書等及び行政刊行物等を閲覧室の外に持ち出さないこと
- (6) 特定歴史公文書等及び行政刊行物等を返却するまでの間、十分に注意して管理すること
- (7) 特定歴史公文書等及び行政刊行物等の利用中に一時的に閲覧室を離れる場合は、その旨を職員に申し出ること

6 持込みカメラの使用

利用者は、閲覧室内にカメラ（フィルムカメラ、デジタルカメラ、カメラ機能付き携帯電話等携帯端末等）を持ち込んで、特定歴史公文書等及び行政刊行物等を撮影することができます。この場合、利用者は、職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 撮影を希望する旨を職員に申し出ること
- (2) 職員の指定した場所で撮影すること
- (3) フラッシュを使用する場合は、職員に申し出ること
- (4) カメラを特定歴史公文書等及び行政刊行物等に直接密着させないこと

7 職員の指示等

利用者は、特定歴史公文書等及び行政刊行物等の利用手続、施設、機器類の使用等に関し職員の指示に従ってください。